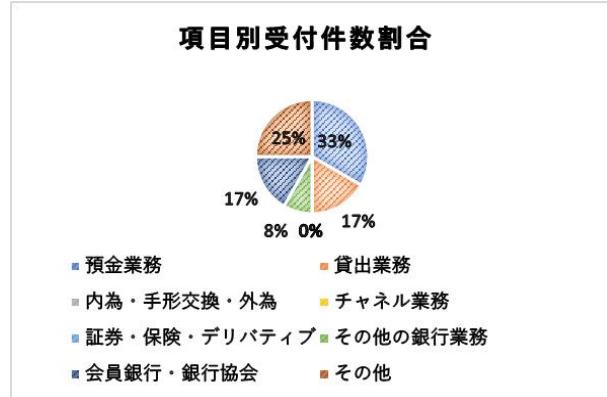
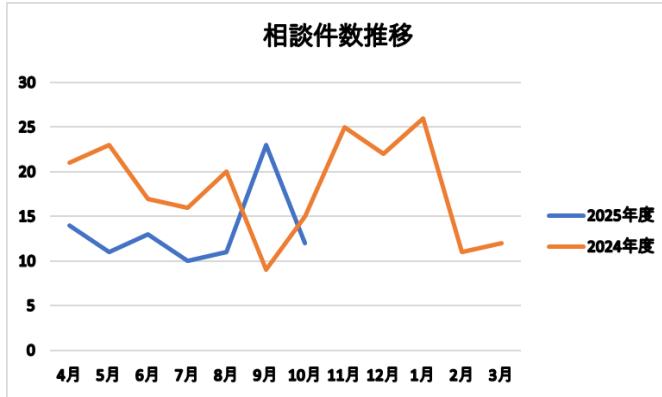


銀行とりひき相談所相談受付状況（2025年10月）

名古屋銀行協会
銀行とりひき相談所

1. 受付件数の状況



- 今月は先月の広告効果の反動で大きく減少し、12件と例月並みに戻った。（前月比▲11件、前年同月比▲3件）
- 項目別受付件数の割合では、「預金」が4件で最も多く、ついで「その他」3件、「貸出」2件と低調であった。（詳細は別紙「銀行とりひき相談件数集計表」をご覧ください）

2. 相談の主な内容

□預金業務

- ・通帳・印鑑・キャッシュカードを紛失し、再発行の届け出をしたところ自宅に到着するまで2週間かかると言われた。なるべく早く引き出す方法はないのか。
- ・相続の委任を受けているが、委任状提出時に受任者である自分の印鑑証明書が必要と言われた。委任者でないので不要と思うが、正しくはどうなのか。

□貸出業務

- ・コバナンツ付き融資を受けているが、ある行為が約定書には禁止行為として明確化されていないにもかかわらずコバナンツ条件違反と言われ、全額返済を要求された。不当であり、どこに訴えればよいか。

3. トピックス

- 2027年3月末までに紙の手形・小切手の交換が廃止されます。

政府方針をもとに産業界・金融界が連携して手形・小切手の利用廃止に向けた取り組みを行っています。こうした流れをうけ全国銀行協会では「手形・小切手機能の全面的な電子化に関する特設サイト」を公開しています。手形・小切手の利用廃止について説明したコンテンツが掲載されていますので、関係者の方はご覧ください。

全国銀行協会ホームページ⇒<https://www.zenginkyo.or.jp/tegata-kogitte-haishi/>

銀行に関するさまざまご相談や苦情は
銀行とりひき相談所へご連絡ください。
052-559-6150 または右のQRコードへ



本資料の内容について、商用目的での転載・複製を行う場合はあらかじめ名古屋銀行協会までご相談ください。転載・複製を行う場合は、出所を明記してください。

本資料に掲載されている情報の正確性については万全を期しておりますが、名古屋銀行協会は、利用者が本資料の情報を用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。